

第4章 総括的事項

I. 個別事案における論点のまとめ

「委託契約調査票」及び「工事請負契約調査票」に基づき検討した個別事案の中から、典型的な事例について個別に検討を加えた事案を第5章個別的事項に記載している。

なお、個別的事項に記載した個別事案についてのみ監査結果及び意見を述べているのではなく、あくまでも記載した個別事案は典型的な事例を抽出して取り上げているものであり、網羅性を有しているものではない。従って、ここで指摘している事柄は抽出していない事案においても留意すべき事項である。

以下において個別事案における論点を項目別に記載する。詳細については第5章個別的事項を参照されたい。

1. 隨意契約について

地方自治法234条では、地方公共団体における契約締結方法は一般競争入札を原則としており、同施行令で定める要件に該当するときに限り指名競争入札・随意契約・せり売りによることができるとしている。

そのうち随意契約は、地方公共団体が競争の方法によらないで任意に市が特定のものを選定してそのものと契約を締結する方法である。

同施行令第167条の2第1項第1号から第9号において随意契約ができる場合を定めており、主なものは以下のとおりである。

第1号 予定価格が契約の種類に応じて規則で定める額を超えないもの。

第2号 その性質又は目的が競争入札に適しないもの。

第5号 緊急の必要により競争入札ができないとき。

第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結する見込みのあるとき。

なお、第2号、第6号、第7号は、結果的に1者特命随意契約になる。1者特命随意契約とは契約者以外の業者からの見積書の徴収も行わず、まさに1者のみを担当部署が選定して行う契約であり、大津市ではその理由を随意契約理由書を伺書に添付することとしている。

(1) 少額随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により予定価格（税込）が130万円以下の工事請負契約及び50万円以下の委託業務に関しては、随意契約を行うことができる。このことに関する個別事案No.24「少額随意契約に関する検討事案」で11件の委託契約と5件の工事請負契約について検討を加えた。意見（1）では契約者以

外からの見積書の徴取について指摘している。具体的には契約者以外からの見積書が少額随意契約の限度を超えている事例、見積書のひな型等が酷似している事例を挙げ、見積書の徴収が形骸化していることの指摘である。意見（2）では、1つの業務を2つに分割して随意契約している、つまり、入札を回避していると思われる事例の指摘である。

（2）随意契約理由について

少額随意契約以外の随意契約に関しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号以外の理由が必要であるところ、必ずしもその理由が明確ではないと思われる事案の指摘である。

個別事案6 「大津市観光案内所運営業務」は社団法人びわ湖大津観光協会と、同9 「都市公園施設維持業務」は財団法人大津市公園緑地協会との契約であり、大津市が100%出資又は職員を派遣している。いわゆる外郭団体との間の1者特命随意契約の問題点の監査結果としての指摘である。外郭団体以外においても、その理由が明確でない事案として下記の個別事案について意見を付した。

個別事案1 「大津市庁舎警備業務委託」、同2 「昇降機保守点検業務委託」、同4 「平成22年度児童クラブの間食提供委託業務」、同7 「北部クリーンセンター運転管理業務・大津市環境美化センターごみ焼却施設運転管理業務」、同12 「ガス普及促進員訪問業務委託」、同15 「水道・ガス・下水道料金システム運用管理業務委託」、同17 「外国語指導助手業務委託」、同20 「大津市歴史博物館常駐警備業務」、同21 「参議院議員通常選挙等に伴う選挙機材の搬入搬出業務」、同23 「大津市立介護老人保健施設ケアセンターおおつ食事調理業務」の10件である。この内、個別事案4、同17、同20以外の7件は1者特命随意契約である。

（3）随意契約の見直しについて

随意契約に関して、従来からの随意契約を見直し、随意契約から入札あるいは入札に近い見積り合わせの方式に変更することにより、経費削減の効果等が表れた事例を記載している。個別事案19 「大津市歴史博物館及び大津市立市民文化会館設備管理業務」では、長期にわたり1者特命随意契約であった大津市歴史博物館設備管理業務を見直し、隣接する市民文化会館の類似業務と合体した上で指名競争入札を行った結果、平成22年度分27,972千円に対し平成23年度分は27,258千円で、714千円の経費削減（前年比約97%）となった。また個別事案20 「大津市歴史博物館常駐警備業務」は平成22年度契約に関して上記②で随意契約理由が明確でないことを意見として述べたが、これも平成23年度の契約において指名競争入札を行い、平成22年度分18,900千円に対し平成23年度分は8,628千円で、10,272千円の経費大幅削減（前年比約46%）となったことは大いに評価すべきである。また、個別事案22 「大津市民病院における委託契約について」では、従来、大半が1者特命随意契約であった委託契約を見直し、一部業務において入札に準じる見積り合わせを行ったことの効果を意見として記載し

ている。

2. 再委託に関する協議等外郭団体との契約について

財団法人大津市公園緑地協会との委託契約である個別事案9「都市公園施設維持業務」及び外郭団体の財団法人大津市産業廃棄物処理公社との委託契約である同13「大津市公共下水道汚泥焼却施設運転管理業務委託」について、委託契約書で明記されている再委託の協議が、不十分であることを監査結果として指摘している。なお、個別事案13に関しては同公社の再委託先である業者と大津市が随意契約により工事請負契約を行っていることの意見も述べている。社団法人びわ湖大津観光協会との委託契約である個別事案6「大津市観光案内所運営業務」を含め、契約金額の変更や、完了報告及び検査の不備を監査結果として指摘しているほか、「補助金との関係」「委託業務のあり方」「外郭団体の收支状況」に関して意見を述べている。総じて外郭団体との契約の安易さがうかがえる。

3. 工事契約内容の見直しによる透明性の向上について

個別事案16「大津終末処理場第2汚泥処理棟電気設備工事」は、当初入札を行ったが、既存の汚泥処理棟の電気設備工事を行った業者が優位な立場であることから11者の中10者が辞退し、入札が不調に終わった。そこで、当初の工事設計を分解し、先の業者にしか扱えない部分を取り除き、その他の部分について再度競争入札を行った。このように、設計の見直しを行い、再入札の場を作った大津市の判断は大いに評価すべきところである。

4. 工事請負契約のうち落札率が高い契約について

個別事案25「工事請負契約のうち落札率が高い契約に関する検討事案」は、入札の結果、落札率が95%を超える工事請負契約があるので、その妥当性について検討を加えたところ、建築工事一式33件のうち、設計金額が50,000千円以上100,000千円未満の工事7件の落札率がすべて98%以上であることが判明した。極めて不自然な数値であることから調査が必要とする意見である。また、それに関連して、大津市では工事請負契約の予定価格を事前公表しているが、そのことの是非を検討されたいこと、及び現在行われている大津市入札監視委員会の機能の質的・量的の拡充あるいは新たな第三者機関による契約事務のチェック体制を検討されたいことの意見を記載している。

5. その他

①個別事案3「志賀聖苑火葬炉設備煉瓦全面積替その他工事（4号炉）」は、従来、当初の製造に携わった業者と随意契約を行っていたが、平成22年度は、受注希望型指名競争入札に改め、大津市内業者が落札した。しかし、結局、前年度まで随意契約で受注していた業者が工事の大半を下請けで施工しており、単に、入札に変更するだけでは所期の目的に達しないことの意見を述べている。

②個別事案5「包括支援センターへ主任介護支援専門員資格を有する職員出向事業委託業務・包括支援センターへ社会福祉士資格を有する職員出向事業委託業務」は、委託料の算出方法に対する意見と、業務委託契約となっているが派遣あるいは出向の方がふさわしいのではないかという意見である。

③個別事案 7 「北部クリーンセンター運転管理業務・大津市環境美化センターごみ焼却施設運転管理業務」は随意契約の理由のほか、積算要領等の統一化と、現在レンタル使用している設備を購入することを検討すべきとの意見である。

④個別事案 8 「臨湖団地 1 号棟 101 号室空家修繕工事・臨湖団地 2 号棟 517 号室空家修繕工事」は、修繕工事の内容についての意見である。

⑤個別事案 10 「柳が崎湖畔公園護岸整備工事」は、平成 22 年度に 3 件発生した総合評価方式による入札のうちの 1 件であり、同方式に対する意見である。

⑥個別事案 11 「市街灯・防犯灯修繕業務委託」は、材料単価の調査方法及び地元の同業者団体である協同組合の活用に関する意見である。

⑦個別事案 12 「ガス普及促進員訪問業務委託」は、随意契約の理由のほか、ガス普及活動の方法そのものの見直しに関する意見である。

⑧個別事案 14 「水道、ガス修繕及び保安業務委託」は、委託している保安業務の内容及び必要性の見直しに関する意見である。

⑨個別事案 15 「水道・ガス・下水道料金システム運用管理業務委託」は、随意契約の理由のほか、委託料の積算根拠に関する意見である。

⑩個別事案 17 「外国語指導助手業務委託」は、随意契約の理由のほか、業務委託契約となっている契約形態を派遣契約とすべきとする意見である。

⑪個別事案 18 「葛川少年自然の家給食業務」は、給食業務維持費の内容の明確化及び支払方法に対する意見である。

⑫個別事案 23 「大津市立介護老人保健施設ケアセンターおおつ食事調理業務」は、随意契約の理由のほか、食材料費の精算方法等に関する意見である。

II. 総括的意見

(1) 「大津市職員の入札・契約マニュアル」について（意見）

大津市では、入札事務適正化対策の一環として「大津市職員の入札・契約マニュアル」を作成している。具体的には入札・契約を行う大津市職員の誰もが理解を深め、統一的なルールで事務処理を行うことができるよう、平成 23 年 1 月に総務部契約検査課が作成したものであり、1. 趣旨、2. 入札に関してよくある問い合わせ、3. 23 年度からの入札・契約制度の変更、4. 入札・契約の流れ、5. その他、6. 様式等 という構成になっている。そもそも、本マニュアルが作成された背景には、平成 22 年度に発覚した入札事務における不適正な事案があり、そのことの改善策を周知することも狙いであった。ちなみに、平成 23 年度からの変更点は以下のとおりである。

- ①委託契約書の契約条項を変更
- ②長期継続契約の積極的な活用
- ③入札結果のホームページでの公表

④所属長による予定価格設定事務の執行

なお、同マニュアルは平成 24 年 1 月に改訂され常に最新のものとなっており、タイマーに最新のものに更新されている。

入札・契約事務、特に委託業務においては、業務内容が個々に契約によって異なりかつ、専門性を必要とすることから、各担当部局において各自行っており、多数の職員がその事務に係わっている。他方、受託業者の決定は経済性、効率性、受託能力の観点から競争性を確保した上で決定する必要があり、かつ、透明性の確保が必須である。このような観点から作成された同マニュアルは極めて実務的であり、大変有用なツールである。不適正な事案をきっかけとはしているが、大変充実したものであり、大いに評価すべきところである。